

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠（月10時間）の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設
- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化



こども誰でも通園制度総合支援システム（愛称：つうえんポータル、略称：つうポ）

利用者は空き情報の検索や予約、事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理・自治体への請求書発行、市区町村は利用状況の確認や請求書の確認などを行うことが可能。国において設計・開発し、令和7年度から運用。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化

令和6年度

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
 - ・118自治体で実施
 - ・単価 850円（こども一人1時間当たり）

令和7年度

- 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）
 - ・自治体の判断において実施（252自治体）
 - ・単価 0歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円

令和8年度

- 法律に基づく新たな給付制度
 - ・全自治体で実施
 - ・単価（案）0歳児1,700円、1・2歳児1,400円